

義務付け・枠付けの更なる見直しに向けて

1 はじめに

義務付け・枠付けの見直しについて、地方分権改革推進委員会が平成20年12月8日に第2次勧告を取りまとめ、廃止や条例委任など見直しを行うべき条項として4,076条項を示した。また、平成21年10月7日に取りまとめた第3次勧告においては、第2次勧告で見直しが示された条項のうち「3つの重点事項」（「施設・公物の設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」、「計画等の策定及びその手続」）892条項について、具体的に講ずべき措置を提示した。

それを受け、政府は、第3次勧告のうちの地方要望分を中心に検討を行い、平成21年12月15日に121条項の見直しに関する地方分権改革推進計画を策定し、さらに第3次勧告のうち推進計画に盛り込まれなかった条項や、第2次勧告で示された条項などの今後の見直しについても、『地域主権戦略の工程表（案）【原口プラン】』において示したところである。

一連の義務付け・枠付けの見直しは、地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進する上で必要不可欠であり、「地域のことは地域に住む住民が決める」という「地域主権改革」の中核となるものである。

我々地方も、更なる条例への委任が進められることによって、地域の実情に応じた条例制定を通じ、真の地域主権の実現に向け全力を尽くす覚悟であるので、政府においても、以下の事項を踏まえ、全力を挙げて義務付け・枠付けの見直しに取り組むことを強く求める。

2 地方分権改革推進計画についての評価

今次の地方分権改革推進計画の策定に向けた義務付け・枠付けの見直しが、政治主導で進められ、一定の前進が見られたことは率直に評価したい。

しかしながら、第3次勧告で見直しが示された地方要望分104条項について、勧告通りの見直しは36条項と約3分の1にとどまったことや、保育所や老人福祉施設などに関し、勧告では「参酌すべき基準」や「標準」とされた条項について、自治体の裁量の余地が乏しい「従うべき基準」とし、それらについて「法施行の状

況等を踏まえ再検討する」との形で先送りされるなど、政府が掲げる「地域主権」の理念に沿った内容とは言い難く不十分と言わざるを得ない。

地方要望分104条項について、各分野における対応状況とその評価をまとめると、「別紙1」のとおりである。

3 義務付け・枠付けの更なる見直しに向けて

104条項のうち実施困難または一部実施とされたものについては、国が関わらないと支障が生じるという中央集権的発想のものが多いが、地方を信頼して地方に委ねることこそが「地域主権」実現のための唯一の道である。保育所や老人福祉施設の設置管理に関する基準、公立小中学校の学級編制など、残された項目についても早急に廃止または地方の裁量を拡充するよう更なる見直しを進めるべきである。

併せて、第3次勧告で具体的に講ずべき措置が示された892条項のうち、上記以外のすべての条項についても、地域の創意・工夫、自主性を阻害し、非効率を招いている状況にあることから、勧告に沿った見直しを進めるべきであり、これらについては、第1次地域主権推進一括法案の充実や今夏の地域主権戦略大綱の策定に向け、政治主導の取組により実現を図るべきである。

また、義務付け・枠付けの見直し議論は、その対象を限定することなく透明性を確保しながら幅広に進める必要がある。政府・与党も今次総選挙に当たり約束したように、第2次勧告で抽出された4,076条項や法定受託事務についても、地方の意見を踏まえ、工程を明らかにし、地方との十分な協議の下、速やかに見直しを進めることが必要である。

これらについては、今後制定される国と地方の協議の場において、我々も具体的中身について積極的に協議を進めていきたいと考えており、こうした協議を通じ具体的な住民福祉の向上につながるよう、国・地方が一致して行動するよう強く求めるものである。

平成22年1月21日

全 国 知 事 会
地方分権推進特別委員会